指定申請関係書類の記載に関する注意事項について

○共通事項

・各様式の右側欄外の補足をよく読んでください。

○様式第２号 収支予算（決算）書

・支出欄について、「補助対象事業に要する経費」に記載された項目と合うように施行事業者の見積書を作成させてください。

・「諸経費」や「管理費」などの「補助対象事業に要する経費」に記載がない項目は、すべて対象外経費とみなします。

○様式第３号 省エネルギー計算書

・様式第１号の「補助対象事業計画」に記載された既存照明器具及び導入する LED 照明器具全てを記載してください。

※原則、図面・写真上の更新予定箇所数、見積書の更新数量と合致。

○見積書

・２社の見積内容が一致すること。

※A 社には設計費が記載されているが、B 社には設計費が記載していないなどは同じ内容の見積りにならないため無効です。この場合、B 社にも「設計費　０円」という記載が必要です。

・様式は参考です。施行事業者ごとの見積様式で問題ありませんが、記載項目は様式と同様になるよう依頼してください。対象経費なのか対象外なのか読み取れない場合は、対象外経費として計算します。